

学校いじめ防止基本方針

令和 5 年 4 月

福島県立いわき光洋高等学校

はじめに

福島県立いわき光洋高等学校（以下「本校」という。）は、いじめ防止対策推進法（平成２５年法律第７１号。以下「法」という。）、いじめの防止等のための基本的な方針（平成２５年１０月１１日文部科学大臣決定。以下「国の基本方針」という。）にのっとり、いじめが、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであると認識し、本校生徒の尊厳を保持するため、本校におけるいじめの防止等のための対策に関し、法第１３条の規定に基づき「学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」という。）を定め、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ）のための対策を総合的かつ効果的に推進する。

1 基本理念

- （１）いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、いじめはどの生徒にも起こりうるものであることを踏まえて、生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨としていじめの未然防止を図るとともに、いじめ又はその兆候を早期に発見し、迅速かつ適切に対処する。
- （２）いじめが心身に及ぼす影響やその他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めることを旨とし、いじめは、生徒の尊厳を害するとともに、犯罪その他重大な人権侵害となり得る行為を含むものであり、決して行ってはならないものであることを全ての生徒が認識するとともに、いじめを行わず、他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することもないようにしなければならない。よって、全教育活動を通して生徒の情操と道徳心を培い、規範意識を養う。
- （３）いじめに関する事案への対処においては、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、県、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下に行う。

2 基本方針

(1) いじめの定義

(第2条)「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

本校生徒の個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、法第22条のいじめ対策組織である「いじめ防止対策委員会」において、表面的・形式的にすることなく、いじめられた生徒の立場に立つて行う。

この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることとし、いじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることから、当該生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する。

ただしこのことは、いじめられた生徒の主観を確認する際に、行為の起こったときのいじめられた生徒本人や周辺の状況等を客観的に確認することを排除するものではない。

なお、「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、当該生徒と何らかの人的関係を指し、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどである。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目していじめに該当するか否かを判断する。

また、例えばインターネット上で悪口を書かれた生徒がいたが、当該生徒がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った生徒に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応を行う。

加えて、いじめられた生徒の立場に立つて、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らないことから、好意から行った行為が意図せずに相手側の生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合等、「いじめ」という言葉を使わず柔軟に対応することもある。

ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を「いじめ防止対策委員会」で情報を共有する。

＜具体的ないじめの形態(例)＞

- ① 冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
 - ・ 身体や動作について不快な言葉を用いて悪口を言われる。
 - ・ 本人の嫌がるあだ名で呼ばれる。
 - ・ 存在を否定される。
- ② 仲間はずれ、集団による無視をされる。
 - ・ 対象の子が来ると、その場からみんないなくなる。
 - ・ 遊びやチームに入れない。
 - ・ 席を離される。
- ③ ぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
 - ・ わざとぶつかられたり、通るときに足をかけられたりする。
 - ・ たたく、殴る、蹴る、つねる等が繰り返される。
 - ・ 遊びと称して対象の子が技をかけられる。
- ④ 金品をたかられたり、隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
 - ・ 恐喝、たかり、物を売りつけられる、「借りる」と称して返さない。
 - ・ 持ち物を盗まれたり、隠されたり、落書きをされたり、捨てたりされる。
 - ・ 靴に画鋲やガムを入れられる。
- ⑤ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
 - ・ 使い走りやさせられたり、万引きや恐喝を強要されたり、登下校時に荷物を持たされたりする。
 - ・ 笑われるようなこと、恥ずかしいことを無理やりさせられる。
 - ・ 衣服を脱がせられたり、髪の毛を切ったりされる。
- ⑥ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。
 - ・ パソコンや携帯電話の掲示板やブログに誹謗や中傷の情報を載せられる。
 - ・ いたずらや脅迫のメールが送られる。
 - ・ SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)のグループから故意に外される。

(2) いじめの防止等の対策のための組織

いじめの防止等は、全ての学校・教職員が自らの問題として切実に受け止め、徹底して取り組むべき重要な課題である。

いじめをなくすため、日頃から、個に応じた分かりやすい授業を行うとともに、深い生徒理解に立ち、生徒指導の充実を図り、生徒が楽しく学びつつ、いきいきとした学校生活を送れるようにしていくことが重要である。

また、いじめを含め、児童生徒の様々な問題行動等への対応については、早期発見・早期対応を旨とした対応の充実を図る必要があり、関係機関との連携を図りつつ、問題を抱える生徒一人一人に応じた指導・支援を、積極的に進めていく必要がある。

以上を踏まえ、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、次の組織を設ける。

① 名称

「いじめ防止対策委員会」

② 構成員

校長、教頭、事務長、生徒指導部長、各学年主任、養護教諭、特別支援コーディネーター、スクールカウンセラー、その他必要に応じて一定の人的関係者や有識者等

③ 組織の役割

- ・ いじめの理解や事例研究等、実践的な内容の校内研修の実施
- ・ 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・評価・改善
- ・ 学校生活や友人関係に関するアンケートの実施・集計・共有
- ・ いじめの相談・通報の窓口
- ・ いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有
- ・ いじめの疑いに係る情報があつた時の組織的な対応のための連絡・調整（緊急会議の開催、いじめの情報の迅速な共有、関係のある生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携等）

(3) いじめの未然防止のための取組

① 生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じて個性や差異を尊重する態度やその基礎となる価値観を育てるために、道徳教育や体験活動等の充実を図る。

② 生徒一人一人が活躍できる集団づくりを進めるために、居場所づくりや絆づくりをキーワードとして、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるようにしながら、集団の一員としての自覚や自信の育成を図る。

③ 生徒・保護者・教職員が常に良好な人間関係を築き、S O S がいえる環境を構築する。

④ 教職員に対し、いじめの防止等のための対策に関する研修の実施、その他いじめの防止等のための対策に関する資質の向上に必要な措置を計画的に行う。

⑤ 保護者及び地域に対し、学校基本方針及び取組についての理解を図る。

(4) いじめの早期発見のための取組

- ① 教育相談体制を整えるとともに、その窓口を生徒、保護者に広く周知する。
なお、教育相談等で得た生徒の個人情報については、その対外的な取扱いについて適切に取り扱う。
- ② 生徒の生活実態のきめ細かい把握に努めるとともに、いじめを見付けるための積極的な取組を行うとともに、養護教諭やスクールカウンセラーの連携を図る。
- ③ 面接週間や定期的なアンケート実施により、生徒理解といじめの早期発見に努める。
- ④ 生徒に関する情報については教員同士の共有化を図るとともに、必要に応じて保護者と連携しながらその対応に当たる。

(5) いじめに対する措置

- ① いじめの通報を受けたとき、あるいはいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該生徒に係るいじめの事実の有無の確認を行うとともに、当事者だけでなく、その友人関係等からの情報収集等を通じた事実関係の把握を正確かつ迅速に行い、その結果を生徒指導部長、教頭を經由して校長に報告する。
- ② いじめを受けていると思われる生徒に対しては、心理的圧迫感を適切に受け止め、心のケアをするとともに、そのことを自分の胸の中に止めて悩み抜いたり自分を傷つけたり、死を選んだりすることがないように相談しやすい雰囲気になるよう工夫し、生徒にとって相談しやすい環境を整える。
- ③ 事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、
 - ア いじめを受けた生徒に対しては、引き続き心理的圧迫感を適切に受け止めるとともに、学校全体で守り通すことを教職員が言葉と態度で示し、養護教諭やスクールカウンセラー、必要に応じて、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、保護者と連携して心のケアを継続的に行う。
 - イ いじめを行った生徒に対しては、いじめをやめさせるとともに、心理的な孤立感・疎外感を与えることがないように、一定の教育的配慮の下、いじめの非人間性やいじめが他者の人権を侵す行為であることに気付かせ、他人の痛みを理解できるようにする指導をその保護者と連携して根気強く継続して行い、その再発を防止する。
 - ウ いじめを見ていたり、同調していたりした生徒に対しては、自分の問題として捉えさせ、いじめを受けた者の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じて行動の変容につなげ、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境を構築する。
- ④ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、いじめを受けた生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求める。
- ⑤ ネット上に、不適切な書き込み等があった場合は、いじめ防止対策委員会で対応を協議し、関係生徒からの聞き取り等の調査、生徒が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。
また、必要に応じて、法務局人権擁護部の協力を求め、所轄警察署等に通報するなど、外部機関と連携して対応する。

⑥ 重大事態発生時の対応

いじめの重大事態については、本基本方針及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成２９年３月文部科学省）」により適切に対応する。

（学校の設置者又はその設置する学校による対応）

（第２８条） 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

２ 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

３ 第１項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

＜重大事態とは（法第２８条）＞

ア 「いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」の例

- ・ 生徒が自殺を企図した場合
- ・ 身体に重大な傷害を負った場合
- ・ 金品等に重大な被害を被った場合
- ・ 精神性の疾患を発症した場合

イ 「いじめにより、生徒が相当の期間」の目安は、不登校の定義を踏まえ、３０日とする。ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、迅速に調査に着手することがある

また、生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことから、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たることとする。

＜重大事態の報告＞

ア 重大事態が発生した場合は、県教育委員会に迅速に報告する。

＜重大事態の調査＞

ア 県教育委員会が、本校において重大事態が発生したと判断し、調査主体を学校とした場合は、「いじめ防止対策委員会」に必要な応じて適切な専門的知識を有する者（弁護士、精神科医、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等）のほか、第三者からなる組織を設け調査する。

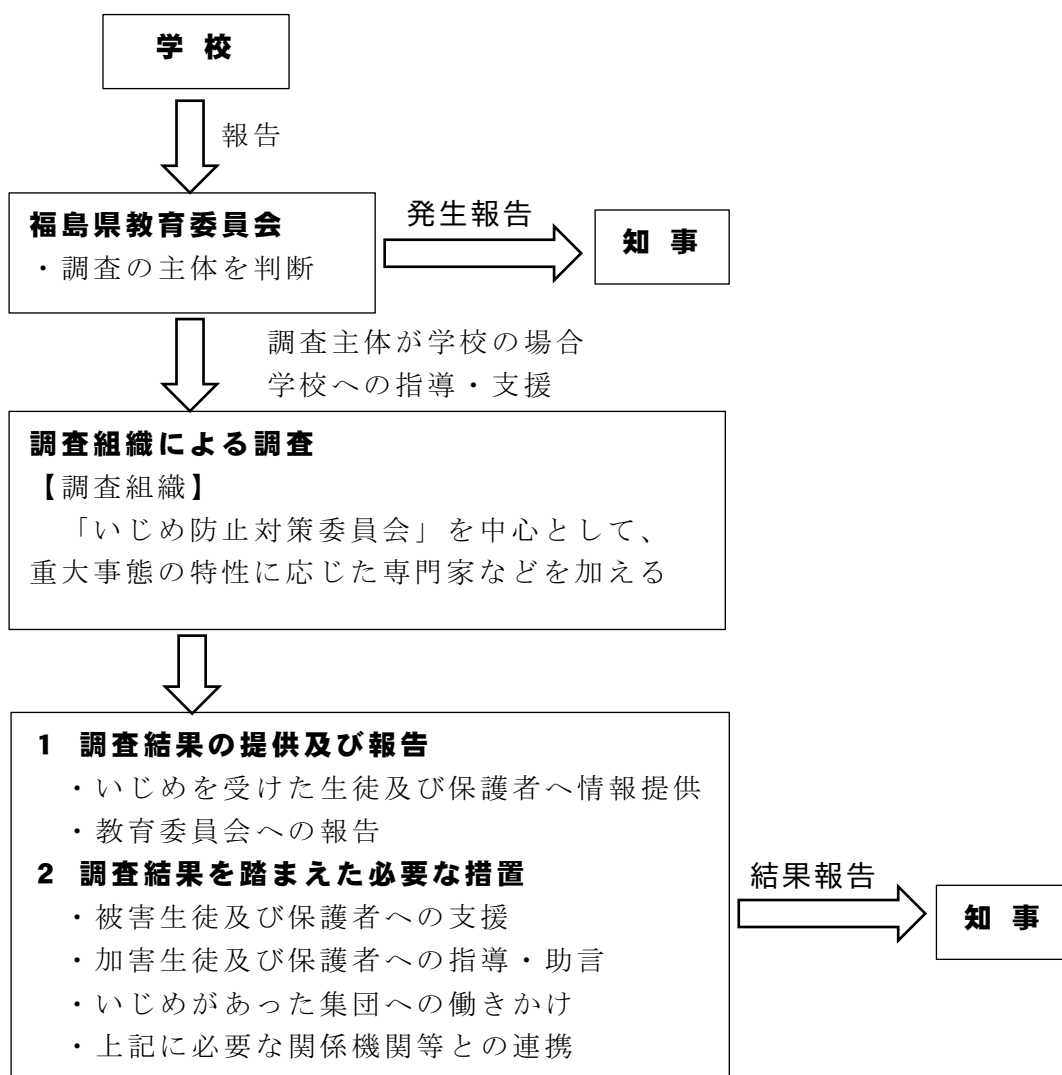
イ 重大事態が発生したことを真摯に受け止め、全校生徒及び保護者に対してアンケート等を行い、事実関係を把握し、調査委員会に速やかに提出する。その際、被害生徒の学校復帰が阻害されないよう配慮する。

＜調査結果の報告＞

ア いじめを受けた生徒及び保護者に対しては、学校に説明責任があることを自覚し、真摯に情報を提供する。その際、個人情報の保護に関する法律等を踏まえて行う。

イ 県教育委員会を通して県知事に調査結果を報告する。

重大事態への対応



(6) 年間計画

月	生徒指導計画	面談・実態調査 (アンケート等) の実施計画	校内研修 計画	いじめ防止の ための会議等	評価計画
4 月	全校集会		校内研修1 いじめの 定義と対応		計画・目標の 作成と提示
5 月		第1回面接週間		第1回いじめ 防止対策会議	
6 月	情報モラル 講話	いじめに関する アンケート①	校内研修2 未然防止と 早期発見		
7 月	全校集会			第2回いじめ 防止対策会議	
8 月	全校集会		校内研修3 いじめへの 対応①		
9 月	哲学的対話講座 コミュニケーション力向上	第2回面接週間		第3回いじめ 防止対策会議	中間評価
10 月	哲学的対話講座 コミュニケーション力向上		校内研修4 いじめへの 対応②		
11 月		いじめに関する アンケート②		第4回いじめ 防止対策会議	
12 月	全校集会 全体講話		校内研修5 いじめへの 対応③		
1 月	全校集会			第5回いじめ 防止対策会議	
2 月		いじめに関する アンケート③			年間評価 ・報告
3 月	全校集会				次年度の 計画案作成

(7) 評価と改善

- ① 学校評価の時期に合わせ、いじめ防止の取組についての評価を行う。評価方法は、職員、生徒、保護者、学校関係者によるアンケートとする。
- ② 評価の結果を踏まえ、年度末に次年度の改善案を検討するものとする。